

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ①×②
1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 【20 点】	①施設の果たすべき役割を理解し、施設の設置目的を達成するために適切な運営方針が示されているか。	× 1		
	②市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	③事業に取り組む自主性、積極性がみられるか。	× 1		
	④施設の成り立ちを理解し、多様な団体等と連携した取組が期待できるか。	× 1		
	【所見欄】			
2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 【45 点】	①市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	②市が示した成果連動指標の考えに基づいたサービス方針が示されているか。また、市が示した成果連動単価の適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	③来場者及び利用者のニーズを把握し、運営への反映策が示されているか。また、サービス向上の方策が示されているか。	× 1		
	④「利用者に対する創作体験、教室体験等の企画運營業務」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。（利便施設との連携事業を含む。）	× 2		
	⑤「地場産業及び伝統工芸を振興に関する業務」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。	× 2		
	⑥利便施設との連携事業や周辺施設との連携により創作体験につなげる方策が示されているか。	× 2		
	【所見欄】			

3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。 【25 点】	①施設の管理運営実績は十分か。(※)	× 1		
	②施設の運営・管理に必要な人員の確保が見込まれ、適切な配置計画がなされているか。	× 1		
	③静岡市内に事務所等を有し、事故、災害など緊急時における安全対策や連絡体制が整備されているか。	× 1		
	④本市の伝統工芸や地場産業及び地域の歴史等に精通し、地場産業界とのネットワークが構築されているか、又は構築しようとする意欲が感じられるか。	× 2		
	【所見欄】			
4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【10 点】	①決算収支（経常収支、実質収支）の状況は適正か。（債務超過や税等の滞納はないか。）	× 1		
	②財務諸表の評価（流動比率、自己資本比率、損益計算書）	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

※当該施設又は類似施設の実績。評価対象とする類似施設の範囲は観光施設とします。

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100 点	70 点	点

【意 見 欄】